

# 保育園運営規程・重要事項説明



社会福祉法人 誠心会  
あおぞら保育園

# 保育園運営規程・重要事項説明

## 事業所の名称等

第1条 社会福祉法人誠心会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あおぞら保育園
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合 8-11-20

## 施設の目的及び運営方針

第2条 あおぞら保育園（以下、保育園という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 保育園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下、園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 保育園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 保育園は、「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）」、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

## 利用定員

第3条 保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下、2号認定こどもという。） 60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下、3号認定子どもという。）のうち、満1歳以上の子ども 24人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人  
(子どもの区分ごとの利用定員)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6人	12人	12人	20人	20人	20人	90人

## 提供する保育等の内容

第4条 保育園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

- (2) 養護と教育の一体的提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育支援拠点事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時保育事業（休業中）
- (7) その他保育に係る行事等

## **職員の職種、員数及び職務の内容**

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

但し、各職種とも必要な場合には他職種の手伝いに入る。

- (1) 園長（1名）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士（1名以上）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士（13名以上）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

人数については、さいたま市常勤換算保育士数を満たす人数であれば、増減可能とする。

- (4) 管理栄養士・栄養士（3名以上）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成すると共に給食及びおやつを調理する。

- (5) 看護師（常勤専従又は非常勤）

看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

- (6) 事務員（必要な場合1名）（常勤又は非常勤・専従又は非専従）

保育園の事務処理について園長を補佐する。保育園内外の清掃・環境維持について園長を補佐する。

- (7) 用務員（必要な場合1名）（常勤又は非常勤・専従又は非専従）

保育園内外の清掃・環境維持について園長を補佐する。

2. 前項の(4)～(8)の各職種の員数は、さいたま市の基準に反しない限り増減できるものとする。

## **保育を提供する日**

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

## **保育を提供する時間**

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。（別表1）

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

平日は7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

土曜日は7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

平日は8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分の範囲内で、時間外保育を提供する。

土曜日は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、又は16時30分から18時30分の範囲内で、時間外保育を提供する。

## 利用者負担その他の費用の種類（別表2）

第8条 保育園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 保育園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 保育園は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

## 利用の開始に関する事項

第9条 保育園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

## 利用の終了に関する事項

第10条 保育園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 緊急時における対応方法

第11条 保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保護者と連絡がつかない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任をも

ってしかるべき対処を行う。

- 3 保育の提供により事故が発生した場合は、さいたま市及び園児の保護者等に連絡するとともに、乳幼児の身体の安全を最優先し、必要な措置を講じるものとする。
- 4 保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 5 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。 (別表 3)

### **非常災害対策 (別表 4)**

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 地震や台風等の自然災害が発生した場合の保育の提供は園児の安全を最優先とし、以下のように行うものとする。

(1) さいたま市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、安全を確認した後直ちにお迎えをお願いします。開園時間前にさいたま市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、公共交通機関の運行状況、園周辺の建物や園舎の安全、ライフラインの状況、職員体制、給食の提供等を確認したうえで保育の実施を判断します。

なお、地震発生の翌日以降の保育については、公共交通機関の運行状況、園周辺の建物や園舎の安全、ライフラインの状況、職員体制、給食の提供等を鑑みて保育の実施を判断させていただきます。

台風等の場合は、気象庁から出された降水量やさいたま市から発令された避難情報等により保育の実施を判断させていただきます。

また、鉄道等の計画運休が発表された際、十分な保育体制を確保することができないと判断した場合には、計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者の方に、登園の自粛をお願いする場合があります。

その他の不可抗力が発生した場合も、状況により保育の実施を判断させていただきます。

- (2) 登降園をする際は、安全を優先し保護者の責任のもと送迎をしてください。無理な登園は安全確保の面からの、お控えになることをお勧めいたします。
  - (3) 園からの連絡方法は、メール、電話、または園舎前に掲示のいずれかの方法とします。
- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法上の感染症及び自然災害発生時の登園自粛及び臨時休園等の取り扱いについては、人命第一に対応します。 (別表 5)

### **虐待の防止のための措置**

第13条 保育園は、児童虐待の防止等に関する法律第5条・第6条に基づき、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- (1) 設置者及び職員は該当児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

- (2)児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3)児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児童虐待に関する研修に職員派遣、受講させています。

## 記録の整備

第14条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## その他運営に関する重要事項

### 相談・苦情対応

第15条 利用者からの相談・苦情については、適切な解決に努めるための取り組みを行うものとする。

2 相談・苦情解決の取り組みに関わり、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置する。

### 秘密保持のための措置

第16条 保育園は個人情報保護規程を作成し、秘密保持に関する取組をするとともに、職員に対しては定期的に研修を行うものとする。

### 利用者に対する事前説明の方法

第17条 保育園は利用者に対する事前説明の方法として、郵便又は説明会にて文書で交付するものとする。

### 附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年9月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

### 1. 保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容
年間行事計画	当年度の年間行事予定表を入園時に配布（入園のしおり記載）
保育標準時間	平日：保育時間 8：30～18：30・時間外保育 18：30～19：30 土曜：保育時間 7：30～ 18：30
保育短時間	平日：保育時間 8：30～16：30 時間外保育 7：30～ 8：30、16：30～19：30 土曜：保育時間 8：30～ 16：30 時間外保育 7：30～ 8：30、16：30～18：30
慣らし保育について	入園後、お子様が保育園での生活に慣れるまでは、お子様の様子を見ながら徐々に保育時間を延ばしていきます。
体操指導（園負担）	幼児のみ 9：10～11：20（クラスにより指導時間は異なります） 外部講師による
イングリッシュレッスン（園負担）	幼児のみ 10：00～11：20（クラスにより指導時間は異なります） 外部講師による
欠席（遅刻）連絡	9時までに保育園へ連絡をお願いします。
送迎について	登降園の時間、人が変わる時には必ず連絡をお願いします。 「入園のしおり6ページ」参照
投薬について	医師の診察により処方された薬に限ります。 「入園のしおり16ページ」参照
嘱託医について	内科健診2回/年・歯科検診1回/年
歯科指導について	歯科指導1回/年
登園許可記録について	感染症に罹患した場合、登園の許可が必要です。 「入園のしおり13ページ」参照
自己評価の内容	自己評価表・スキルアップチャート・スキルアップテスト（実技・筆記）
第三者評価の概要	令和4年8月実施。評価結果は、埼玉県のホームページで公表されています。
職員への研修の実施	年15回
利用の終了について	退園する場合は、区役所に届けると共に保育園にも速やかにご連絡ください。

### 2. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由・金額（税込）
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延長保育料 ※延長保育は、1歳以上からになります	標準時間：月極4,000円/月4回まで 30分300円・ 19時30分以降 10分毎200円 ※キャンセルは、当日16：00までにお願い致します。16：00を過ぎるとキャンセル料100円がかかります。 短時間： 30分延長ごとに⇒1～2歳児 300円・3～5歳児 200円 ※17：00を過ぎた場合は、1～2歳児600円/30分・3～5歳児500円/30分になります。
実費徴収	1歳児～：帽子・名札代 任意購入（安全管理の為） 幼児：給食費 7,500円/月（主食費3,000円、副食費4,500円） 給食費の納付は原則として口座振替と致します。 ※月の途中で退園する場合…退園日までの月～土の日数の給食費を1日300円として計算し徴収致します。 ※長期欠席する場合…10日以上出席する場合は全額7,500円を徴収致します。 10日未満の場合は、半額3,750円を徴収致します。 教材・体操服 任意購入（個人で使用する用具等の購入として） おむつ利用者：紙おむつ定額サービス 2,508円/月、 使用が1日1～2枚になった場、おむつ・おしり拭き・処理用ビニール袋等代 500円/月 乳児：エプロン・口拭き定額サービス 877円/月 全園児：（独）日本スポーツ振興センター共済掛金 300円（保護者負担分として） パンツ1枚300円（パンツのご用意がなかった場合、園の新しいもので対応する代金） 5歳児：卒園に係る費用 5,000円（証書ホルダー、写真、文集代等）
上乗せ徴収 (希望者)	英会話 月額7,150円(教材費16,390円)、体操指導 月額6,600円

### 3. その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容
損害賠償保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加入。園児等他人の身体の障害または財物の損壊について保証。 ●保育園施設の不備・欠陥に起因する事故●施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故●園児に提供した飲食物に起因する事故
保育内容に関する相談苦情窓口	苦情解決責任者 園長・苦情受付窓口主任 「入園のしおり5ページ」参照
個人情報の取扱	「個人情報保護法に関するお知らせ」について説明を行い保護者から同意書を得ています。

#### 4. 非常災害対策

消防計画作成(変更)届出書	さいたま市中央消防署 届出・防火管理者 氏名 小澤 美鈴
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練(月1回)、風水災害を想定した避難訓練(年1回)
防災設備	自動火災報知機・非常警報装置・誘導灯・カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避難場所	第1避難場所…あおぞら保育園園庭 第2避難場所…さいたま市立桜木小学校
水防法に基づく避難確保計画届出書	さいたま市役所 防災課
水害時避難場所	第1避難場所…あおぞら保育園3階 第2避難場所…あおぞら ウィンクルム保育園

#### 5. 登園自粛及び休園の取り扱い

特措法上の感染症	緊急事態宣言・緊急事態措置に基づき、市からの登園自粛や臨時休園の要請を受けて行う。感染症に罹患した園児・職員・保護者が生じた場合は、市の判断のもと登園自粛や臨時休園を行う。																															
自然災害(風水害)	<p>さいたま市より避難情報等の警戒レベル3以上が発令された場合      『警戒レベル、住民がとるべき行動等について』</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">警戒 レベル</th> <th>状況</th> <th>避難情報等</th> <th>住民が取るべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生又は 切迫</td> <td>緊急安全確保</td> <td>命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><p>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;~~~~~</p></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害の おそれ高い</td> <td>避難指示</td> <td>危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害の おそれあり</td> <td>高齢者等避難</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)</td> <td>自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化 のおそれ</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td>災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する</td> </tr> </tbody> </table>				警戒 レベル	状況	避難情報等	住民が取るべき行動	5	災害発生又は 切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保	<p>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;~~~~~</p>				4	災害の おそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保	3	災害の おそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難	2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認	1	今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する
警戒 レベル	状況	避難情報等	住民が取るべき行動																													
5	災害発生又は 切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保																													
<p>~~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;~~~~~</p>																																
4	災害の おそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保																													
3	災害の おそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難																													
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認																													
1	今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する																													
	出典：さいたま市ホームページ																															
	午前6時～開園時刻までに発令	開園中に発令																														
	<p>臨時休園とします。</p> <p>午前10時の時点で園周辺や園舎の安全、ライフラインの状況、職員体制、給食の提供等が確認できれば、必要な方の保育を行います。その場合は午後2時から保育を再開しますので、昼食は自宅で済ませてきてください。</p> <p>午前10時の時点で安全が確認できなければ、1日休園とします。</p>																															
	<p>園児を避難場所へ避難しますが、園内の方が安全と判断した場合には、園内に避難をします。保護者の方は、安全を確保しつつ、速やかにお迎えをお願いします。</p>																															

本書面により、これから受けるサービスの重要な事項について、施設側から説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

※ 保育園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。